(通則)

第1条 令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護・福祉分)交付要綱(令和2年6月30日厚生労働省発子0630第2号、厚生労働省発障0630第1号、厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知の別紙)に基づき実施する山梨県新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金(保育所等分)(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、保育所等における感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等及び職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施するために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、保育所等における継続的な事業実施に向けた環境整備を図ることを目的とする。

## (交付の対象)

- 第3条 この補助金の交付の対象は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設等分)実施要綱(令和2年6月19日子発0619第1号厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙。以下、「実施要綱」という。)に基づき、市町村及び児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設(市町村に指導監督権限を移譲した施設を除く。)の設置者(以下、「補助事業者」という。)が行う新型コロナウイルスの感染拡大防止対策事業とする。
- 2 この補助金の交付の対象となる施設等は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1)保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、法第59条の2に基づく届 出を行っている認可外保育施設(居宅訪問型保育事業を除く。)(以下、「保育所等」 という。)
- (2) 放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)、 児童厚生施設(以下、「放課後児童健全育成事業等」という。)

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、1,000円未 満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別紙の第2欄に定める区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の区分ごとに(1)により選定された額の合計額に第5欄に定める県の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

#### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号) に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

# (交付決定)

第6条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、 交付決定通知書(様式第2号)による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するもの とする。

## (交付の条件)

- 第7条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1)補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
  - (2)補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書 (様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
  - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上(補助事業者が市町村以外の場合は30万円以上)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。)第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
  - (5) 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の 全部又は一部を県に納付させることがある。

- (7)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第5号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることを確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(9) 帳簿等の保存は、次のとおりとする。

#### ア 補助事業者が市町村の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書(様式第6号)を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

# イ 補助事業者が市町村以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) 市町村が適切と認める事業者に補助金を交付する場合には、市町村は、当該事業者に対し、(1)から(8)及び(9)のイに掲げる条件を付さなければならない。この場合において、(1)から(6)及び(8)の規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、(4)中「50万円以上(補助事業者が市町村以外の場合は30万円以上)」とあるのは「30万円以上」と、(6)及び(8)中「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

(11) 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事 の承認又は指示を受けなければならない。

## (補助金の概算払)

- 第8条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、補助事業者に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

## (実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第8号)に必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (補助金の額の確定)

第10条 知事は、第9条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付額確定通知(様式第9号)により通知するものとする。

## 附則

この要綱は、令和2年11月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

# 別紙 (第4条関係)

1 補助対象事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
新型コロナウイルス	保育所等	1か所等当たり50万円	報酬、給料、報償費、	1 0/1 0
感染拡大防止対策事			賃金、職員手当等、	
業(実施要綱3(2)		放課後児童健全育成事業	共済費、旅費、謝金、	
ウ)	放課 後 児 童 健 全 育 成事業等	等については、	会議費、役務費、使	
		①利用者支援事業、延長保	用料及び賃借料、委	
		育事業、子育て短期支援事	託料、需用費、備品	
		業、地域子育て支援拠点事	購入費、負担金、補	
		業、一時預かり事業、病児	助及び交付金	
		保育事業、児童厚生施設は		
		1か所当たり		
		②放課後児童健全育成事		
		業は1支援の単位当たり		
		③乳児家庭全戸訪問事業、		
		養育支援訪問事業、子育て		
		援助活動支援事業(ファミ		
		リー・サポート・センター		
		事業) は1市町村当たり		